

ハラスメント防止宣言

消防の使命を達するため職員全体がお互いを尊重し、研鑽に取り組む中、その和を乱すハラスメント行為は絶対に許されるものではありません。ハラスメントは、個人の尊厳と人格を侵害する行為であり、そのような行為は、被害者を深く傷つけるだけでなく、職場環境を悪化させ、業務の円滑な遂行に支障を来すことにもなり、信用失墜行為につながる重大な非違行為です。

ここに、私は組織の長として卑劣なハラスメント行為を根絶するため、不断の努力を行うことを宣言します。

令和7年4月1日

男鹿地区消防一部事務組合
消防長 杉本 正人